

令和4年10/1～

# 後期高齢者医療制度 窓口負担割合の一部変更



問 厚生労働省コールセンター ☎ 0120 (002) 719 月～土（日祝除く） 9:00～18:00

## 変更点

一定以上の所得のある方（75歳以上の方など※）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

※一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む。

## 対象者

変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

見直しの必要性や背景などについては県民だより奈良3月号をご覧ください。



区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割



区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

## あなたは『窓口負担割合2割』の対象ですか？

現役世帯並み所得者（※4）に該当するか

該当する

該当しない

世帯内75歳以上の方（※1）のうち課税所得（※2）が28万円以上の方がいるか

いない

いる

世帯に75歳以上の方（※1）が2人以上いるか

1人だけ

2人以上

「年金収入（※3）＋その他の合計所得金額（※5）」が200万円以上か

「年金収入（※3）＋その他の合計所得金額（※5）」が320万円以上か

200万円未満

200万円以上

320万円未満

320万円以上

世帯全員  
3割

世帯全員  
1割

1割

2割

世帯全員  
1割

世帯全員  
2割

※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方（65～74歳で一定の障害の状態にあると、広域連合から認定を受けた方を含む）

※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除、公的年金等控除等、所得控除〔基礎控除や社会保険料控除等〕等を差し引いた後の金額）です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

訂正箇所